

福島県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業に係るQA

＜更新情報＞

お問合せの多い項目などについて、QAを更新いたしました。(黄色いセルが更新箇所です)

- **令和2年10月1日現在**の情報です。
- QAについては、国の取扱の変更により内容が変わる場合がありますので、あらかじめ御了承願います。
- 今後も随時項目を追加していく予定です。

番号	項目	質問内容 (Q)	回答 (A)
0-1	入力方法	10桁の医療機関コードは何を入力すればよいでしょうか。	都道府県番号2桁、点数表番号1桁、郡市区番号2桁、医療機関等番号4桁、検証番号1桁の算用数字を組み合わせた計10桁の医療機関等コードを入力してください。 (助産所コードを有さない助産所は「999999999」を入力してください) ※都道府県番号…07 ※点数表番号…助産所0、医科1、歯科3、調剤4、訪問看護6
0-2	入力方法	入力しようするとパスワードを求められます。パスワードを教えてください。	入力する部分は「水色のセル」のみです。水色のセルは、パスワード無しで入力することができます。
0-3	入力方法	提出用ファイルとはどのようなものでしょうか。	提出用ファイルは、入力用ファイルの様式2-1に全て入力後、同じ様式2-1の右上にある「提出用ファイル 出力」ボタンをクリックすると作成されます。 提出用ファイルは、入力用ファイルが保存してある場所と同じ場所に作成されますので、このファイルをオンライン請求システム又はWeb申請受付システムで送信して提出してください。 (入力用ファイルは、デスクトップに保存することをお勧めします。その場合、提出用ファイルもデスクトップに作成されます) ※入力用ファイルのままでは送信できませんので、必ず提出用ファイルを出力してください。 ※入力用ファイル名及び提出用ファイル名は変更しないでください。送信できなくなります。 【入力用ファイル名】 07福島県_入力用_支援事業_申請書等.xlsm 【提出用ファイル名】 提出用_支援事業_医療機関等コード(10桁)_作成日(yyyymmdd).xlsx

1-1	補助対象者	どのような施設が補助の対象となるのでしょうか。	<p>新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う病院（医科、歯科）、有床診療所（医科、歯科）、無床診療所（医科、歯科）、薬局、訪問看護ステーション、助産所が対象となります。</p> <p>ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。</p> <p>※取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備 ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知 ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など ④ 感染防止のための個人防護具等の確保 ⑤ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保 ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）
1-2	補助対象者	新型コロナ患者の受入れ対応等をしていなくても対象となるのでしょうか。	対象となります。新型コロナ患者の受入れは要件となっていません。
1-3	補助対象者	年度途中で、医療機関の病床数等に変更があった場合の基準額は多額となるほうで考えればよいでしょうか。有床診療所←→無床診療所、病院←→診療所	原則として令和2年4月1日時点となりますが、施設類型や許可病床数に変更されている場合は、申請日時点を用いても差し支えありません。
1-4	補助対象者	年度途中で、法人成立等で開設者に変更（個人←→法人）があった場合は、それぞれが補助対象になるのでしょうか。	個人と法人で開設者の変更があつて、実質的に同一の医療機関である場合は、本事業の目的から、原則として1回限りの申請となります。
1-5	補助対象者	年度途中で、事業譲渡等で開設者に変更があった場合は、それぞれが補助対象になるのでしょうか。	補助金を受けた後に開設者に変更があり、2回目の補助金を受けようとする場合、精算を行った上で、新たな開設者として再度申請することは可能ですが、補助金を複数回受けるために廃業・開設を行い本事業の目的に反する場合は、補助対象外となります。
1-6	補助対象者	個人診療所が、開設・廃止を繰り返しても補助対象となるのでしょうか。（複数医師で営業している医療機関で、医療機関名を変えず開設者変更を繰り返し、それぞれ補助申請する場合も補助対象となるのでしょうか。）	補助金を複数回受けるために廃業・開設を行い本事業の目的に反する場合は、補助対象外となります。
1-7	補助対象者	すでに廃止している医療機関でも、今年度の感染防止にかかった経費が証明できれば対象となるのでしょうか。	申請時に廃止している場合は、対象になりません。
1-8	補助対象者	令和2年4月1日から申請日までの期間中、感染拡大防止に関する取組を行った施設であつて、その後廃止した施設は申請対象に含まれるのでしょうか。	例えば医療機関の場合、申請時に保険医療機関であることが必要になります。補助金が交付された医療機関が事業完了前に廃止となった場合、廃止までの支出は対象となりますが、廃止以降の支出は対象になりません。なお、交付した額が廃止までの支出額を上回る場合は、精算が必要となります。
1-9	補助対象者	補助申請者が、補助対象となる複数の施設を所有する場合、それぞれで補助が受けられるか否かの整理は、保険医療機関コードが違う場合はそれぞれで受けられるということで良いのでしょうか。	1つの法人が複数の保険医療機関等を開設（医療機関等コードが異なる）している場合は、医療機関等ごとの申請が可能です。
1-10	補助対象者	保険医療機関ではない、健診専門のクリニックは対象外でしょうか。	医療機関の場合は、保険医療機関に限られます。

1-11	補助対象者	対象時点はいつを用いればよいでしょうか。 (今年度の途中で病床数の変更があり、有床診療所から無床診療所になった場合等)	原則として令和2年4月1日時点となりますが、施設類型や許可病床数が変更されている場合は、申請日時点を用いても差し支えありません。
1-12	補助対象者	対象となる医療機関（病院、医科診療所及び歯科診療所）は保険医療機関、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者とあるが、対象時点を明確化してください。 対象時点で保険医療機関等でない場合は対象外でしょうか。	申請時に保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者であることが必要になります。
2-1	対象経費	いつからいつまでの費用が対象となるのでしょうか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となります。 申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能としています。概算で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。
2-2	対象経費	支援金支給事業について、どのような経費（医療機関用）が補助対象となるのか具体的に教えてください。 ・HEPAフィルターがない空気清浄機（工事費用、設置費用含む） ・換気扇、網戸 ・換気扇、網戸の修理 ・オンライン診療用機器一式（初期導入費、ランニングコスト） ・抗菌キーボード、抗菌マウス	本事業は、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等で感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。御提示のものも基本的に対象となり得るものと考えられます。
2-3	対象経費	疑い患者への対応や感染拡大防止対策等に従事した、従前から勤務している者の超過勤務手当が対象となるでしょうか。	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者」の場合は対象外となります。
2-4	対象経費	面会に来た家族が病棟内に入ることなく面会室に入れるようにする工事は対象になるでしょうか。	本事業は、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象になります。軽微な工事であれば、「修繕費」として対象経費となります。
2-5	対象経費	発熱外来の設置に伴う応援医師の人件費や危険手当は、対象経費としてよろしいでしょうか。	医療機関の場合、申請時に保険医療機関であることが必要になりますので、「発熱外来」が保険医療機関であれば、本事業の対象になります。 感染防止対策のために新たに追加派遣された医師の報酬・危険手当は対象費用となり得ます。
2-6	対象経費	地域医療情報連携ネットワークを用いることで、多職種間のカンファレンスや、写真や動画を活用した遠隔診療が可能となるなどにより新型コロナ感染防止につながると考えられるが、医療機関や薬局における地域医療情報連携ネットワーク利用料は対象となるでしょうか。	新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等のために使用しているのであれば、対象となります。
2-7	対象経費	4月以前に発注し、4月以降に納品した院内感染防止対策物品は対象となるでしょうか。 また、今年度発注して、納品が来年度となる場合は、対象になるでしょうか。	令和2年度の取組として、令和2年3月以前に発注し、4月以降に納品されたものは対象となります。 発注時点で令和2年度に納品されないことが明らかな場合は対象外となります。
2-8	対象経費	交付申請の際に、業者等から見積書入手し、金額を正確に積算する必要はあるでしょうか。	概算の金額で交付申請していただいて構いません。見積書の添付も必要ありません。 ただし、精算時に補助金の追加交付はできませんので、不足のないように積算してください。

2-9	対象経費	医薬品購入費は対象になるでしょうか。	診療報酬で直接請求できる場合は対象外となります。
3-1	申請方法	対象期間中であれば、複数回の申請が可能でしょうか。	申請は各施設で1回のみです。
3-2	申請方法	医療機関等はどちらに申請すればよいでしょうか。	標準的な申請事務としては、医療機関等からの申請受付は福島県の国民健康保険団体連合会（都道府県の事務委託）で行い、原則としてオンラインにより申請いただくことにしています。 なお、毎月15日～月末が申請期間ですので、それ以外の期間は申請を受け付けることができません。
3-3	申請方法	オンライン請求システムでの申請を予定しているが、レセコンではセキュリティの観点から外部のインターネットに繋がられず、申請書の様式を県のホームページからダウンロードできません。	レセコン以外のパソコンを使用して、県のホームページから申請様式をダウンロードし提出用ファイルを作成してください。作成が終わりましたら、USB等の電子媒体を使用し、提出用ファイルをレセコンに移行し、オンライン請求システムで送信してください。
3-4	申請方法	交付申請の際の消費税の取り扱いについて教えてください。	原則、消費税込みの金額で交付申請してください。 ただし、既に支出が完了し、消費税及び地方消費税に係る確定申告が完了している場合は、本補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請してください。（詳しくは税理士や会計士等に御確認ください）
4-1	病床数	病院の場合、病床数ごとに上限額が加算されるが、加算される病床数に上限はあるのでしょうか。	病床数の上限はありません。
4-2	病床数	病床数には一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。またいつ時点の病床数になるのでしょうか。	一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計となります。 なお、原則として令和2年4月1日時点の許可病床数となりますが、増床や新規開院をしている場合は「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。
5-1	実績報告	領収書は原本の提出が必須でしょうか。	原本でなくても差し支えありません。 なお、領収書に宛名や支出内容が記載されていない場合は、宛名や支出内容が記載されている納品書や請求書と一緒に提出してください。
5-2	実績報告	1枚の請求書（明細書）に「補助対象経費」と「補助対象外経費」が含まれている場合の消費税の算出の仕方を教えてください。 （補助対象経費の全体に対して消費税を算出するのか、それとも補助対象経費毎に消費税を算出して最後に消費税を合算するのか）	補助対象経費の全体に対して消費税を算出してください。
6-1	その他	本事業は、法人税の課税対象になるでしょうか。	法人税の課税対象になります。